

別添 2

○介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第 二百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準</p> <p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程は、介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、別表の課程により行われるものとする。</p>	<p>介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準</p> <p>一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程は、介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的知識及び技術を修得することを目的として、別表第一の課程により行われるものとする。</p> <p>二 施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員（訪問介護員（一級課程、二級課程又は三級課程を修了した者をいう。以下同じ。）のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。以下同じ。）が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、別表第二の課程により二級課程を修了した者を対象として行われるものとする。</p> <p>三 施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、別表第三の課程により行われるものとする。</p> <p>四 施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として、別表第四の課程により行われるものとする。</p>

## 別表

						区分	科目	時間数	備考
講義及び 演習	職務の理解					六		講義と演習を一体で実施すること	
	介護における尊厳の保持・自立支援					九		講義と演習を一体で実施すること	
	介護の基本					六			
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携					九			
	介護におけるコミュニケーション技術					六			
	老化の理解					六			
	認知症の理解					六			

合 計	障害の理解	三	講義と演習を一体で実施すること
	こころとからだのしくみと生活支援技術	七五	講義と演習を一体で実施すること
合 計	振り返り	四	講義と演習を一体で実施すること
			必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること
一三〇			基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。

(注) 右記とは別に、筆記試験による修了評価(一時間程度)を実施すること。

別表第一(第一号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義及び演習	生活支援の理念と介護における尊厳の理解	三〇	講義と演習を一体で実施すること。

実習									
介護実習	介護職員の倫理と職務	生活支援のためのアセスメントと計画	介護における社会福祉士援助技術	医療及び看護を提供する者との連携	生活支援と家事援助技術	介護におけるコミュニケーションと介護技術	認知症の理解	老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解	老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解
一四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	九〇	三〇	三〇	三〇
事前演習を行い、実習終了後は事後演習を行うこと。									

別表第二(第二号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	一〇	演習を行うこと。
講義	障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	七	演習を行うこと。
講義	社会保障制度に関する講義	三	
合計		五〇〇	実習は、施設等に関する実習、通所及び小規模多機能型サービスに関する実習、訪問介護に関する実習並びに地域の社会資源に関する実習を行うこと。

演習	介護技術に関する講義	二八	事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。
主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	二十	事例の検討に関する講義を行うこと。	
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	一六		
居宅介護支援に関する演習	六		
介護技術に関する演習	三〇		
処遇が困難な事例に関する演習	二〇		

		実習	
合計	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	介護実習	福祉用具の操作法に関する演習
二三〇	八	七六	六
	こと。	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行うこと。	

別表第三（第三号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	六	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	六	
	訪問介護に関する講義	五	訪問介護員の職業倫理に関する講義に二時間以上充てること。
	老人及び障害者の疾病、障害者等に関する講義	一四	
	介護技術に関する講義	一一	事例の検討に関する講義に四時間以上



				演習			
レクリエーションに関する演習	訪問介護計画の作成等に関する演習	介護技術に関する演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	相談援助に関する講義	家事援助の方法に関する講義	
三	五	三〇	四	八	六	四	
							上充てること。

講義			区分	実習		
訪問介護に関する講義	老人保健福祉及び障害者に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	科目	合計	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	介護実習
三	四	三	時間数	一三〇		二四
訪問介護員の職業			備考			特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行うこと。

別表第四（第四号関係）

実習	演習							
現場の見学 老人デイサービスセンター等のサービス提供	事例の検討等に関する演習	基礎的な介護技術に関する演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	家事援助の方法に関する講義	基礎的な介護技術に関する講義	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	倫理に関する講義を行うこと。
八	三	一〇	四	五	四	三	三	

